

議案第 90 号

鎌倉市まちづくり条例の一部を改正する条例  
の制定について

鎌倉市まちづくり条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成21年 2 月18日 提出

鎌倉市長 石 渡 徳 一

（提案理由）

専門家の派遣対象を拡大しようとするものである。

## 鎌倉市まちづくり条例の一部を改正する条例

鎌倉市まちづくり条例（平成7年6月条例第4号）の一部を次のように改正する。

第32条の見出し中「自主まちづくり計画」を「自主まちづくり計画等」に改め、同条中「を策定しようとする」を「、地区計画、建築協定等を策定し、又は提案しようとする」に改める。

### 付 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。